

同時発表：関東運輸局

令和4年10月21日
鉄道局 鉄道事業課

相鉄・東急直通線の旅客運賃（加算運賃）上限設定の認可について

令和4年8月9日付けで相模鉄道株式会社（以下「相模鉄道」）及び東急電鉄株式会社（以下「東急電鉄」）より申請のあった、相鉄・東急直通線の旅客運賃（加算運賃）上限設定については、10月11日に運輸審議会より「認可することが適当である」旨、答申が出されましたので、本日、国土交通省として認可いたしました。

鉄道の旅客の運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、同法16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、また、同法第64条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和4年8月9日付けで相模鉄道株式会社及び東急電鉄株式会社より申請のあった、相鉄・東急直通線の旅客運賃（加算運賃）上限設定について、運輸審議会に諮ったところ、10月11日に「認可することが適当である」旨の答申が出されました。これを受け、本日、国土交通省としましても、旅客運賃（加算運賃）上限設定認可をいたしました。

<相模鉄道株式会社及び東急電鉄株式会社の申請の内容>

相鉄・東急直通線は、神奈川東部方面線の機能の一部として、相鉄・JR直通線の羽沢横浜国大駅から新横浜を經由し、東急東横線・目黒線日吉駅までの区間に連絡線を整備するものです。相模鉄道及び東急電鉄より、相鉄・東急直通線の運賃について、相模鉄道及び東急電鉄が適用している基本運賃に以下の加算運賃を加えたものになりたいという申請がありました。

※加算運賃は、新線建設等にかかった設備投資費用の一部を利用者にご負担いただくため、相鉄・東急直通線利用の基本運賃に一定の金額を加算するものです。

◆加算運賃の額

【相模鉄道】 相鉄新横浜線 羽沢横浜国大駅～新横浜駅

- ・普通旅客運賃 40円
- ・通勤定期旅客運賃（1ヶ月） 1,520円
- ・通学定期旅客運賃（1ヶ月） 580円

【東急電鉄】 東急新横浜線 新横浜駅～新綱島駅

- ・普通旅客運賃 70円
- ・通勤定期旅客運賃（1ヶ月） 2,620円
- ・通学定期旅客運賃（1ヶ月） 970円

◆実施日 令和5年3月

<参考>

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～5 （略）

（運輸審議会への諮問）

第六十四条の二 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

一 第十六条第一項の規定による旅客運賃等の上限の認可

二～五 （略）

連絡先 国土交通省鉄道局
鉄道事業課旅客輸送業務監理室 佐藤、加藤
TEL:03-5253-8111(内線40642,40634)
TEL:03-5253-8543(直通)
FAX:03-5253-1633